

令和6年度 教育文化活動助成事業募集要項

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 新潟支部

教育文化活動助成事業は、新潟県内にある教育関係団体で、新潟県内で開催する教育文化活動を主催し、地域の文化や教育の発展・向上に貢献している事業に助成する教育振興事業の教育文化事業です。

1 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 新潟支部
(以下「新潟支部」という)

2 助成要件

(1) 助成の趣旨

新潟県内にある教育関係団体が、県内で開催する教育文化活動への助成を通して、地域の文化や教育の発展・向上に寄与します。

(2) 助成の対象にならないもの

- ① 営利目的または営利につながる可能性の大きいもの
- ② 他の機関からの委託によるもの
- ③ 自己の財源によって十分に活動ができるもの

(3) 募集対象

新潟県内で開催される「教育文化活動事業」

(4) 対象となる事業

- ① 地域や学校で開催する教育文化活動
- ② 新潟県内全ての地域や学校を活動対象とするもの
- ③ これまでの実績があり計画的に行われているもの

(5) 応募条件

選考基準に基づいた活動や事業を年度内に行う予定のある団体とします。

(6) 募集期間

令和6年5月7日(火)～令和7年2月25日(火)

(7) スケジュール

- ① 年4回の新潟支部教育振興事業選考委員会で選考を行います。
- ② 選考されなかった団体には、その都度結果を文書で通知します。
- ③ 助成金の交付は、選考結果連絡後、約半月後以降となります。
- ④ 報告書の提出締切は、令和7年3月28日です。

(8) 応募方法

- ① 申請書（新潟支部ホームページからダウンロード）を、新潟支部に提出してください。なお、申請に当たっては、事前に新潟支部にご連絡（電話）をお願いいたします。
- ② 締切は、令和7年2月25日（火）です。

3 助成金額

1団体当たり100万円以内とします。

ただし、以下に記載した費用は対象外とします。

- (1) 人件費（外部講師の謝礼は可）
- (2) 団体の一般管理費（例：懇親会等の飲食費）

- (3) 旅費交通費（外部講師の交通費は可）
 - (4) その他事業に関係ない講習会費、物品購入費等
- ※ 助成後、対象外費用に使用した場合や、提出書類（申請書や助成後に提出する報告書等）に不備・不正等があった場合は、返金して頂くことがあります。
- また、今年度より、安全管理上、助成金は口座振込としますので、申請書に必要事項を記入してください。団体へは、目録を贈呈します。

4 選考

(1) 選考方法

- ① 新潟支部教育振興事業選考委員会の選考後、幹事会の決議を経て、支部長が助成対象団体を決定します。
- ② 否の団体について、文書で各申請者に連絡します。

(2) 選考基準

- ① 新潟県内の地域や学校を対象とした教育文化活動であること
- ② 地域の文化や教育の発展・向上に貢献している活動であること

5 助成対象団体の義務等

- (1) 助成対象団体は、当支部と覚書（助成金30万円以上のみ）を交わします。
- (2) 助成対象となった団体は、「申請書」の内容に従って助成金を使用します。使用する際には、必ず領収書を取り、「報告書」（新潟支部ホームページからダウンロード）と一緒に提出（コピー可、A4用紙にのり付け）してください。
提出先は、新潟支部事務局「教育文化活動助成事業係」です。
報告書の提出締切は、令和7年3月28日（金）です。
なお、提出された「報告書」・資料等は、新潟支部が公表できるものとします。

6 個人情報の取り扱い

- (1) 申請書・報告書等に記入された個人情報は、選考・選考結果の通知、及び事業報告のために使用します。
- (2) 助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象団体の名前及び活動等を、ホームページ、広報誌等で公表することがあります。

7 その他注意事項

- (1) 提出された書類等は返却しません。
- (2) 万一、故意の虚偽記載等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受けつけません。
- (3) 選考結果の情報および採否の理由についての問い合わせには回答しません。

8 問い合わせ先

公益財団法人日本教育公務員弘済会新潟支部

〒950-0087

（新潟支部住所）新潟市中央区東大通 2-5-8 東大通野村ビル 8 階

（担当者名）専任幹事 丸山 吉次

T E L : 025-244-0025

F A X : 025-244-8991

E - M A I L : niigata@nikkyoko.or.jp

U R L : <https://www.niigatakyoko.jp/>